

再生資源物等管理条例の届出説明会における質疑回答一覧HP掲載

No.	質問事項	回答
1	条例で届出が必要な金属スクラップヤードをするに当たり、保管基準にもある5m程度の壁を設置検討している。壁の設置に近隣の同意が必要か。	当条例においては、近隣の同意は不要。なお、他法令において、近隣の同意が必要な場合もあるので留意されたい。
2	②管理簿における搬出簿について、搬出先所在地を記載することになっているが、小売販売業等を営んでいる事業者で、個人の自家用消費のための購入等もあり 搬出先場所・現場が明確ではない（現実的に聴取する必要もない）ものは、顧客の住所地としてよろしいか。加えて住所が不明な場合は、省略してもよいか。	特定処理物等の適正な管理を図るため、正確な搬出先を記載されたい。
3	③既存業者の保管基準の適用については、6ヶ月の経過措置が設けられているが、届出書は7月中旬に提出することになっているため、事業者が8月以降に施工等（条件整備）が完了した場合、7月に提出する届出書は、見込んだ保管基準を内容とするもので、あらかじめ提出する形態とするのか、それとも、7月時点では既存の状態を提出し、その後、保管基準を満たした（施工等が完了）後、再度、変更手続きを必要とすることにするのか。	本来は現状の状況を記載した保管届後に、変更前にあらかじめ変更届を行うこととなるが、基準順守期限が設定された既設の改善であることを考慮し、次のパターンも可とする。 ・現状の状況に加え、変更事項と変更予定年月日を記載した保管届を提出（当該変更事項に係る変更届は不要）
4	建設工事の解体業を行っており、産業廃棄物の事業場外保管の届出をしているが、条例適用となるのか。	届出は不要だが、管理簿の備え付けは必要。
5	概要にある<規制の対象>③産業廃棄物に、「大量に発生する汚泥など」と記載があるが、量が規制対象に関係があるのか。	量に関係なく規制の対象。
6	保管場所ごとに高さが異なる場合、全て断面図が必要か。	施設の最大能力を確認するため、必要。断面図は保管場所ごとに記載だが、高さ等が同様の保管場所については、手引き同様まとめて可。
7	保管基準にある堅牢な壁とは。	廃掃法の基準と同様で、構造耐力の計算までは求めていない。なお、特定収集物等が寄りかかり壁等が変形・損壊している場合は、基準不適合となる。
8	許可制ではなく届出制のため、更新は不要か。	お見込みのとおり。
9	金属くずの保管場所は、アルミなど金属の種類ごとに区画が分かれており、届出は区画ごととするのか、それとも一纏まりとするのか。また、高さ制限はどうなるのか。	一纏まりとし届出。 高さ制限はそれぞれの区画で算出。